

実用新案 ワンポイント情報 Vol. 1 6

ピンポイント出願

アイデアを、10万円で出願登録できないでしょうか。……………

答えは、出願代理できます。

ピンポイントで考案をとらえることができる出願可能なものがあり、その場合は、考案について、図面と、願書、図面 実用新案登録請求の範囲、明細書 要約書を、数時間以内で作成出願致します。

ピンポイント出願は、次の要領でお受けできます。

原則当所において戴き、会議しながら書類を作り、出願します。

事前に弁理士とのスケジュール調整が必要です。

出願書類は、郵送又は手交します。

登録は、6ヶ月後位です。

当所は、知的財産をバックアップ致します。お気軽にご相談下さい。

どうぞ、当所の[商標ホームページ](#)をご覧ください

菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628

E-mail ospat@nifty.com